

最高裁秘書第2359号

令和元年5月13日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦

司法行政文書開示通知書

平成31年4月23日付け（同月24日受付、最高裁秘書第2272号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成6年7月21日付け最高裁総一第207号総務局長通知「事務部を置く簡易裁判所の指定について」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

事務部を置く簡易裁判所の指定について

平成6年7月21日総一第207号高等裁判所長
官、地方、家庭裁判所長あて総務局長通知

下級裁判所事務処理規則等の一部を改正する規則（平成6年最高裁判所規則第3号）第1条の規定による改正後の下級裁判所事務処理規則（昭和23年最高裁判所規則第16号）第24条第3項の事務部を置く簡易裁判所として、下記の裁判所が指定され、いずれも平成6年8月1日から実施されます。

なお、下記の簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から通知してください。

記

東京簡易裁判所、大阪簡易裁判所